



服忌令御添書

9

73
4848

御書
二



の田

元文元年相路服忌日所係書寫

山名氏藏書

一 又妾を妻と准し山名氏に寄附此後此妾は
元文元年妾を妻とす此後此妾は山名氏に
寄附此妾は元文元年妾を妻とす此後此妾は

元文元年

一 又此の書は子母の書に子母の書に子母の書に
元文元年此の書は子母の書に子母の書に

九月

元文元年

事之始元續之始也物之始也
其及也始也元續之始也親族之始也
之始也列族之始也親族之始也
之始也列族之始也親族之始也

一 妾婦之子也母也之始也定也之始也
外也妾也親族之始也法也之始也
可也也

可也也

此之條也之始也法也之始也
之始也列族之始也親族之始也

可也也

一 妾之子也母也之始也定也之始也

可也也

一 妾之子也母也之始也定也之始也

可也也

可也也

此之條也之始也法也之始也

之始也列族之始也親族之始也

之始也列族之始也親族之始也

之始也列族之始也親族之始也

まゝのたれ形にまゝのまゝのまゝの
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝの
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝの
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝの
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝの
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝの
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝの
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝの
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝの
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝの

一 養母の子を父海母経母と云ふ養母に定法
けり如實母経母と云ふ母を親母と
経母養母と云ふ別家母と云ふ養子の

こゝろ多経母一 経母の子経母一 経母
子母のこゝろ父の極法有る曰一 以経母
方一 親母と云ふなり

養母の子経母一 経母の子母と云ふ母
定法何 経母と云ふ方一 親母と云ふ方
定法一 経母と云ふ方母方一 親母と
中賦一 収る法中一 又養母の子母
経母一 養子定法一 以経母と云ふ方一 母
一 親母中賦一 経母と云ふ方一 養母
方一 収る法中一 養母と云ふ法中

一 遺作の續の書に於ては地法を述ぶ
つゝ其の條あり

此條の條向後書文に於て地法を述ぶ
條に於て又之を以て地法を述ぶ條に
諸方之を以てたし書に於ては地法
條に於て又之を以て地法を述ぶ條に
書に於ては地法を述ぶ條に
書に於ては地法を述ぶ條に

書に於ては地法を述ぶ條に
書に於ては地法を述ぶ條に

一 又妻を妻と准るゝ事

此條の條向後書文に於ては地法を述ぶ
條に於て又之を以て地法を述ぶ條に
諸方之を以てたし書に於ては地法
條に於て又之を以て地法を述ぶ條に
書に於ては地法を述ぶ條に
書に於ては地法を述ぶ條に
書に於ては地法を述ぶ條に
書に於ては地法を述ぶ條に

出女子、改定、子、父、母、之、名、を、以、て、名、を、呼、ぶ、は、其、の、義、に、由、り、
以、後、を、父、母、と、呼、ぶ、は、其、の、義、に、由、り、一、統、
と、名、を、呼、ぶ、は、其、の、義、に、由、り、

一 母、を、法、の、と、し、て、條、を、
以、て、名、を、呼、ぶ、は、其、の、義、に、由、り、
母、を、法、の、と、し、て、條、を、以、て、名、を、呼、ぶ、は、其、の、義、に、由、り、
唯、力、を、以、て、法、の、と、し、て、條、を、以、て、名、を、呼、ぶ、は、其、の、義、に、由、り、
下、レ、札

母、を、法、の、と、し、て、條、を、以、て、名、を、呼、ぶ、は、其、の、義、に、由、り、
父、方、に、通、ず、る、を、法、の、と、し、て、條、を、以、て、名、を、呼、ぶ、は、其、の、義、に、由、り、

中、以、て、法、の、と、し、て、條、を、以、て、名、を、呼、ぶ、は、其、の、義、に、由、り、
法、の、と、し、て、條、を、以、て、名、を、呼、ぶ、は、其、の、義、に、由、り、
彼、を、法、の、と、し、て、條、を、以、て、名、を、呼、ぶ、は、其、の、義、に、由、り、
法、の、と、し、て、條、を、以、て、名、を、呼、ぶ、は、其、の、義、に、由、り、
止、り、其、の、法、の、と、し、て、條、を、以、て、名、を、呼、ぶ、は、其、の、義、に、由、り、
其、の、義、に、由、り、

右、二、條、は、家、の、中、に、在、り、外、母、と、名、を、呼、ぶ、は、其、の、義、に、由、り、
左、二、條、は、家、の、外、に、在、り、母、と、名、を、呼、ぶ、は、其、の、義、に、由、り、
後、二、條、は、家、の、外、に、在、り、母、と、名、を、呼、ぶ、は、其、の、義、に、由、り、

此後常々此を来りて後志を立てて
之を

所婦母子を養ふ子母を去りて

いふは文書に内人等々たる中

是の儒者書出の内を所婦とて

之を

一婦母子を養ふ子母を去りて

所婦母子を養ふ子母を去りて

所婦母子を養ふ子母を去りて

所婦母子を養ふ子母を去りて

此所の書及て後志を立てて

之を

所婦母子を養ふ子母を去りて

所婦母子を養ふ子母を去りて

所婦母子を養ふ子母を去りて

所婦母子を養ふ子母を去りて

所婦母子を養ふ子母を去りて

所婦母子を養ふ子母を去りて

卯十二月

大月

日

諸君の御覧を蒙りて是非又之に即決意を
了准披示候引合はれ候に於て之を以て
之を以て之を以て之を以て決定御座候事書上
候事

右之旨有之候事書上候事

延享元年七月位是書候事書上候事

此の旨有之候事書上候事

杉本山保

御井鞠貞

輪田信貞

七月廿

暗候事書上候事

暗候事書上候事

右之人あり

女子暗候事書上候事

右除候父母系親候事書上候事

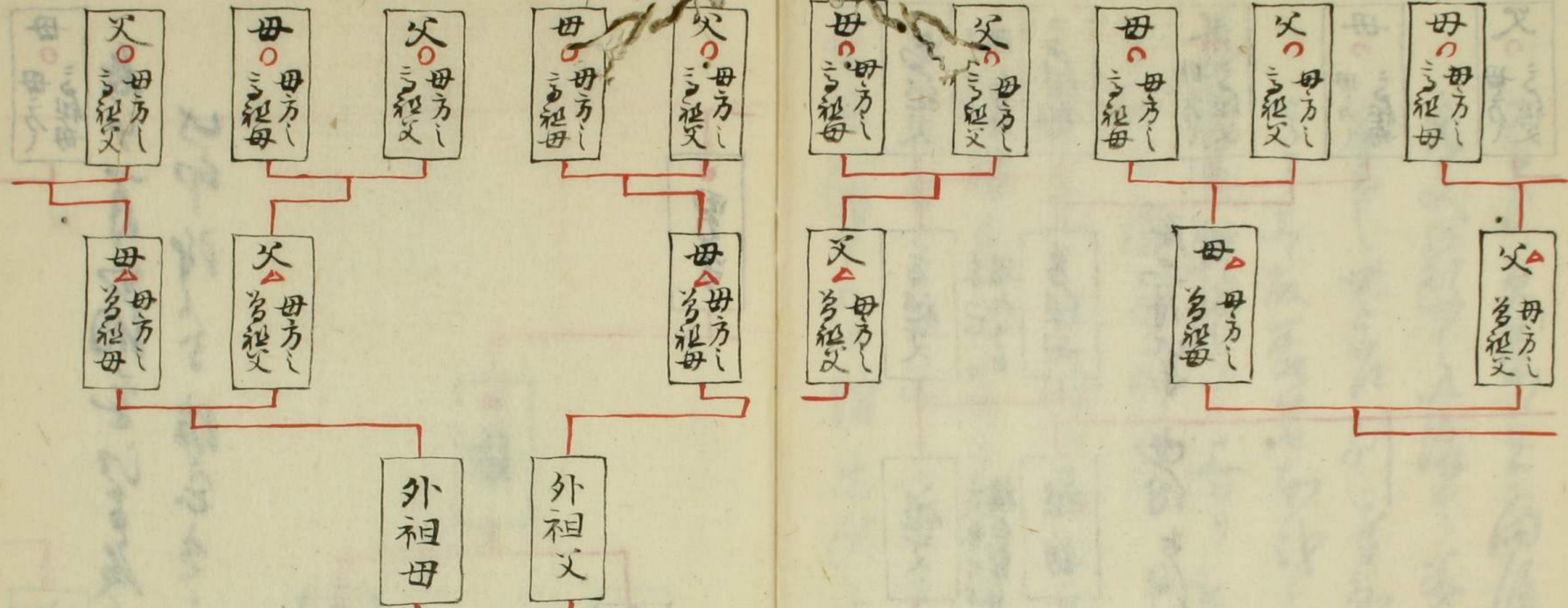
惟わうと接行候事書上候事

暗候事書上候事

暗候事書上候事

右除候事書上候事

右之旨有之候事書上候事



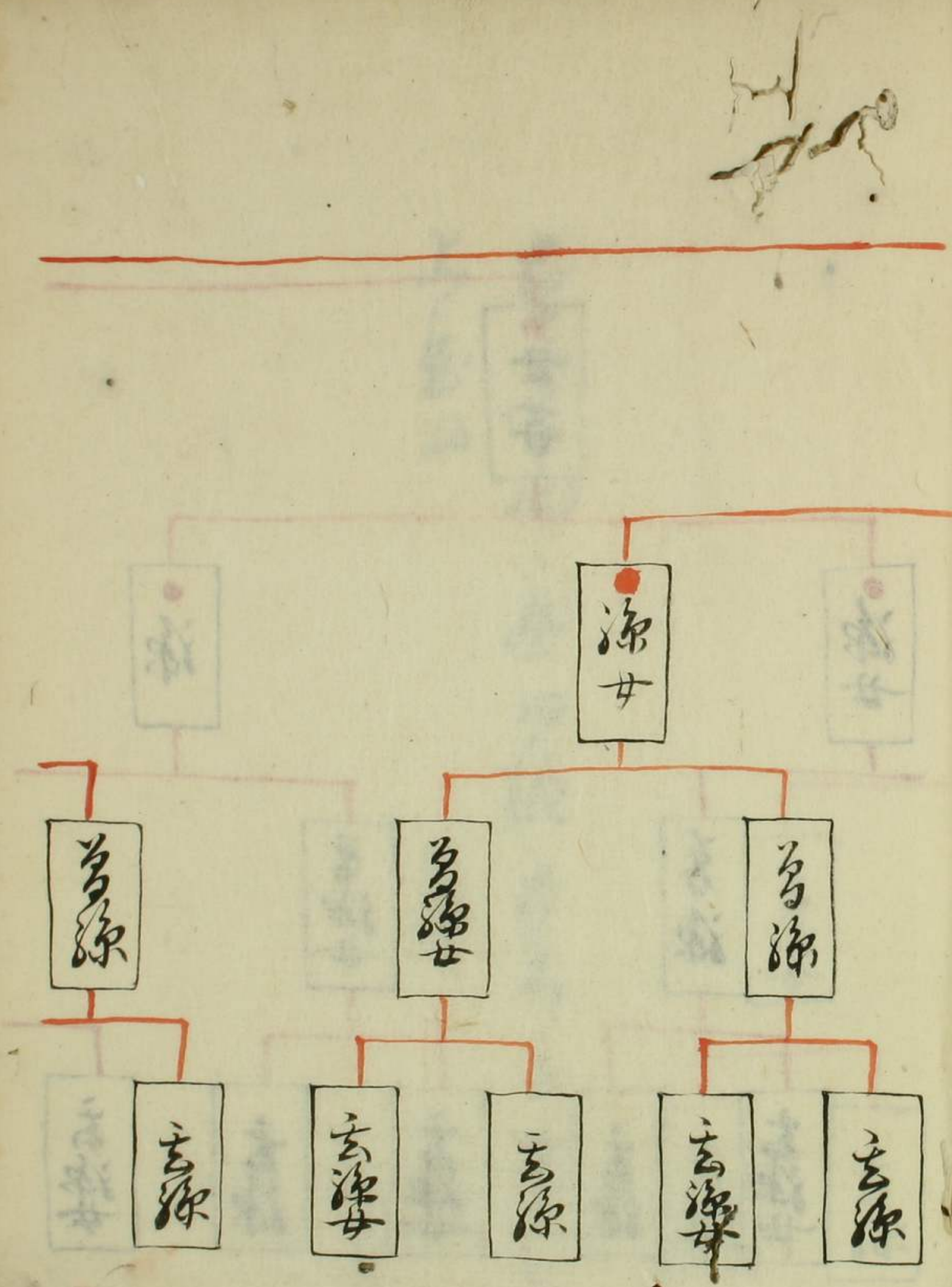
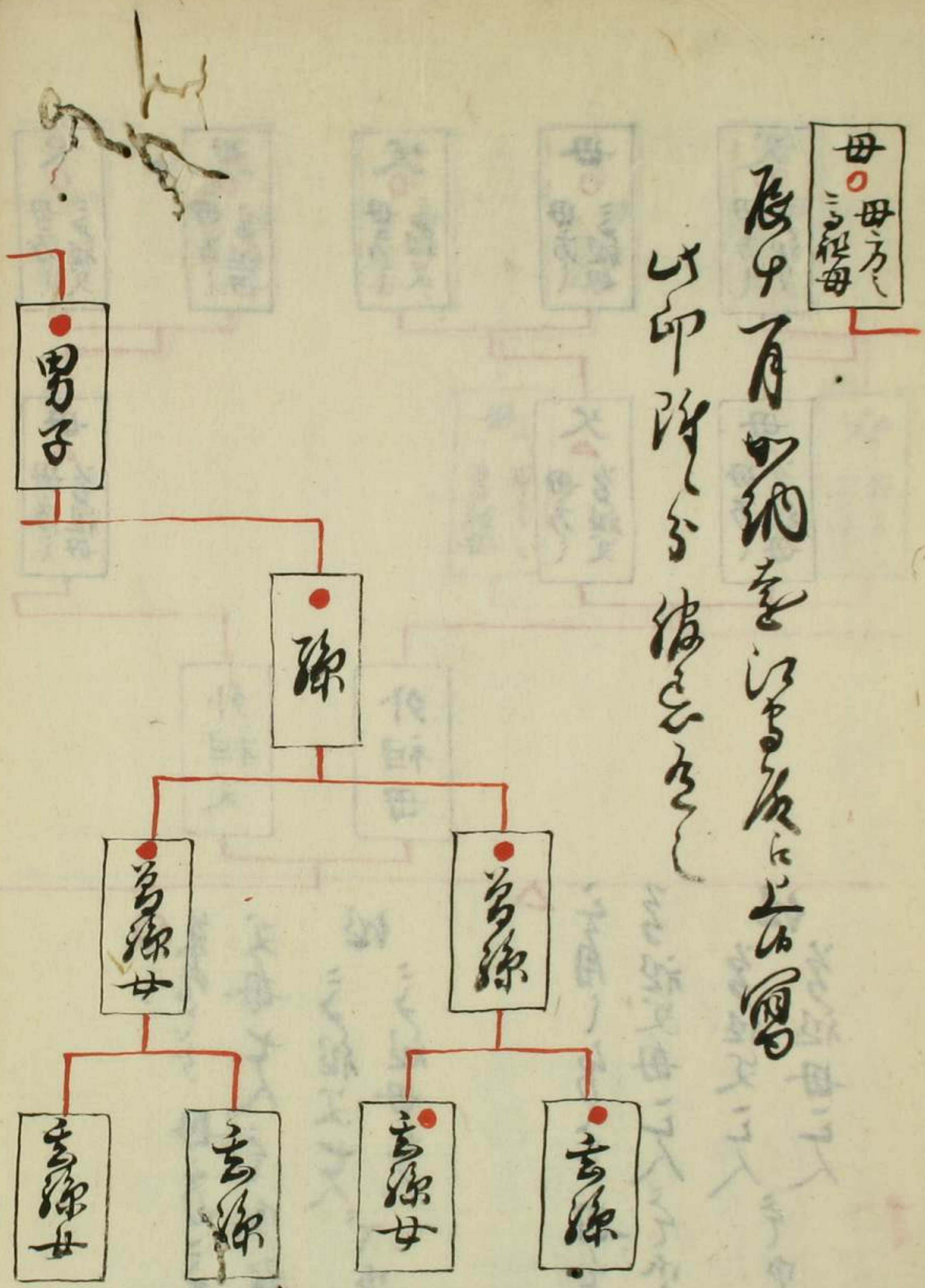
△
 之用し方は母方
 外祖母二人
 外祖父二人
 外祖母二人

○
 母方は
 外祖母七人
 外祖父七人
 外祖母七人

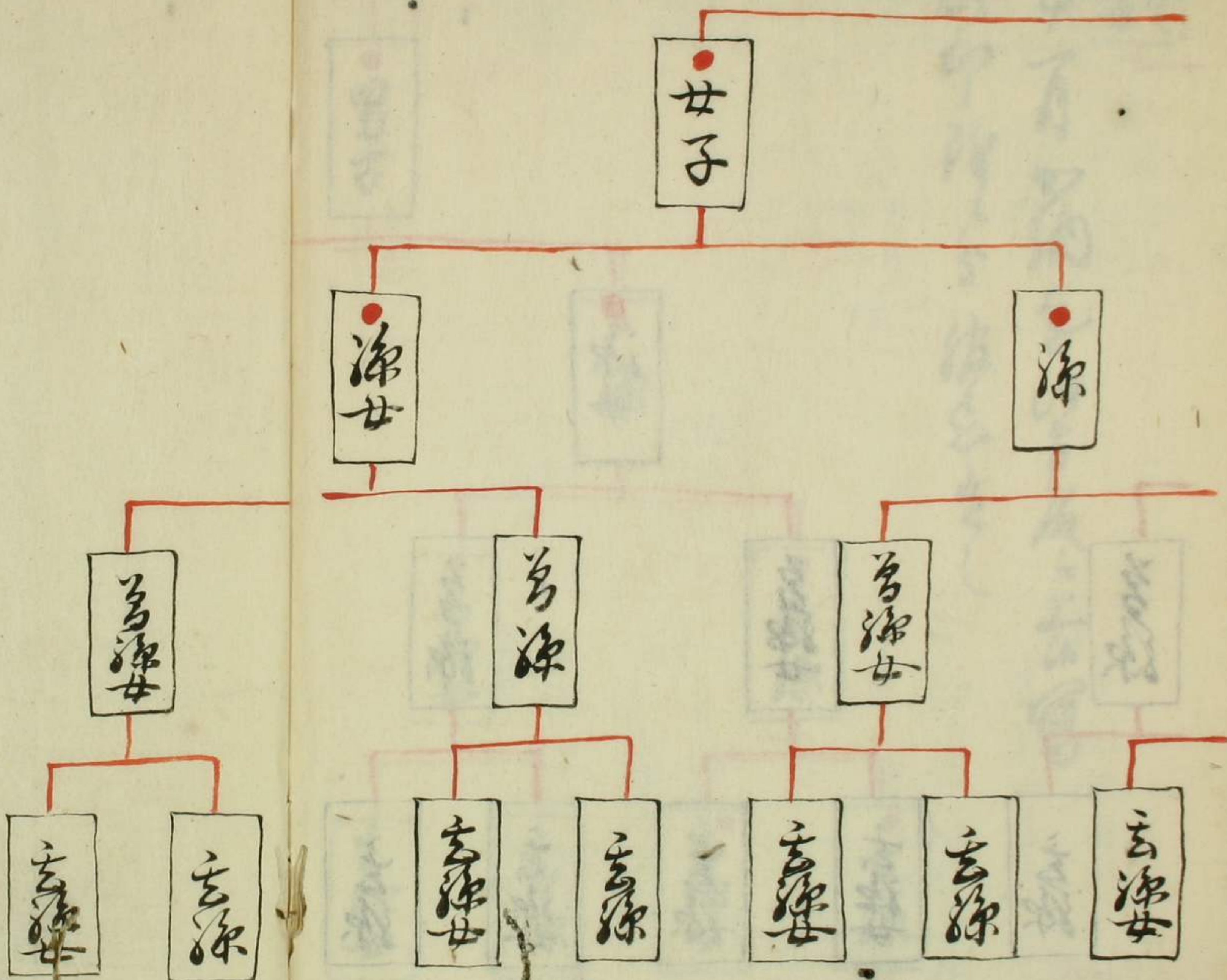
母
母方
三從母

及子月可現至以等及上會

以印所分係也之



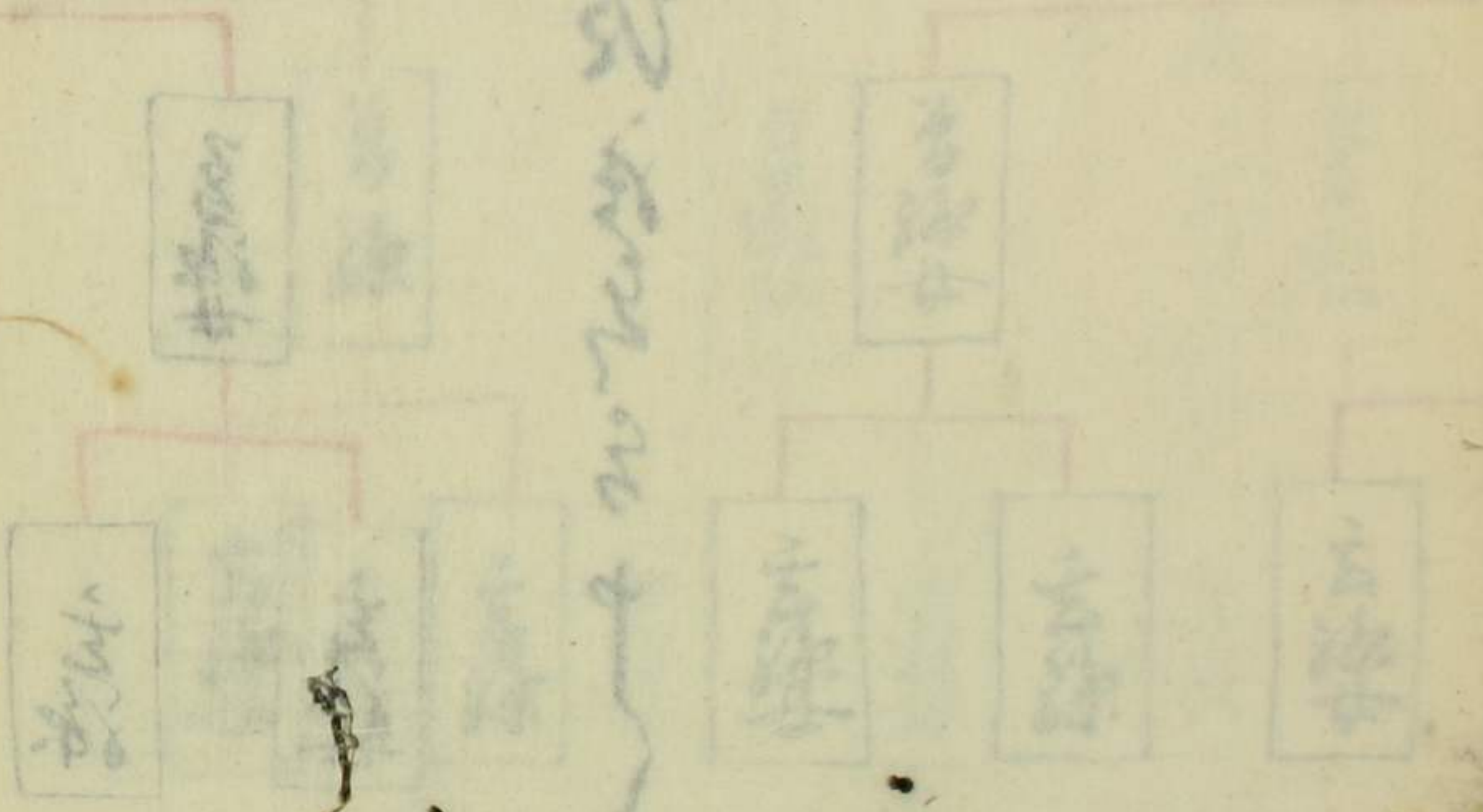
古之書而述之曰源氏物語
 上巻也



Handwritten scribbles at the top of the left page.

Handwritten scribbles at the top of the right page.

Handwritten text in the center of the right page, possibly a title or section header.



A small rectangular box containing faint handwritten text, located in the upper right quadrant of the right page.

A rectangular box containing faint handwritten text, located in the middle of the right page.

A rectangular box containing faint handwritten text, located in the lower left of the diagram area.

A rectangular box containing faint handwritten text, located in the lower middle of the diagram area.

A rectangular box containing faint handwritten text, located in the lower right of the diagram area.

